

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇人委規則

目次

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正

職員の手給の支給に関する規則の一部改正

警察職員の臨時待命の手続等に関する規則

人事主任者会議に関する規則の一部改正

人事委員会規則

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第九号

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条本文中「職員の勤務期間を計算する場合において」の下に「勤務を要しない日及び休日の外、」を加える。

第五条第一号中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三十九号)第四条」を「条例第十二条の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の手給の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三十九号)第四条第三項の規定により、給与の全額を支給される場合を除く。以下同じ。)」を「(給与条例第十二条の二の規定により給与の全額を支給される場合を除く。以下同じ。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の臨時待命の手続等に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察職員の臨時待命の手続等に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、警察職員が臨時待命に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十六号。以下「条例」という。)第三条、第六条及び第八条の規定に基づき、警察職員(以下「職員」という。)の臨時待命の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。(臨時待命の承認を求めるとして)

第二条 職員が臨時待命の承認を求めるときは、警察本部長に対して、書面(様式第一号)によりその旨を申し出なければならない。

(臨時待命を命じ又は承認した場合の手続)

第三条 警察本部長が、職員にその意に反して臨時待命を命ずるときは、又は職員の申出に基づいて臨時待命を承認した場合には、人事異動通知書(様式第二号)を交付しなければならない。

(臨時待命職員の給与の支給)

第四条 条例第六条に規定する臨時待命職員の給与の支給については、その者が臨時待命職員とならなかつたならば支給される場合の例による。

(勤続期間の計算)

第五条 勤続期間は、職員となつた日の属する月から職員が臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受ける日の属する月までにおける職員としての引き続きした期間とし、月計算により行うものとする。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定による勤続期間の計算については引き続きしたものとする。

3 前二項の規定による勤続期間のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)、その他の法令の規定による休職(公務による負傷又は疾病のための休職を除く。)停職又は勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、現実に職務をとらない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月

を除く。)が一以上あるときは、その月数の二分の一に相当する月数を前二項の規定により計算した勤続期間から除くものとする。

4 国又は他の都道府県若しくは自治体警察の職員(以下「他の公務員」という。)並びに本県職員(警察職員を除く。以下同じ。)より引き続きして職員となつた者については、その者の他の公務員、又は本県職員としての引き続きした勤続期間は、職員としての引き続きした勤続期間に通算するものとする。この場合において、その勤続期間のうち、退職手当に相当する給与の支給を受けた期間があるときは、当該給与の計算の基礎となつた勤続期間は除くものとする。

5 前項に規定する他の公務員、又は本県職員として引き続きした勤続期間の計算については、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前各項の規定により通算した勤続期間に一月未満の端数の生じた場合には、その端数を切捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

臨時待命承認申請書

警察職員の臨時待命に関する条例(昭和二十九年鳥取県条例第四十六号)第二条の規定に基づき、臨時待命を承認下さいますよう申請いたします。

年 月 日

職 身 分 氏 名 印

鳥取県警察本部長殿

(様式第二号)

人事異動通知書

(氏名)

(現職)

(異動内容)

警察職員の臨時待命に関する条例(昭和29年鳥取県条例第46号)第2条の規定に基づき、臨時待命を命ずる。(承認する)
臨時待命の期間は 年 月 日から 年 月 日までの 日とする。

年 月 日

任命権者 鳥取県警察本部長 氏 名 印

人事主任者会議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

人事主任者会議に関する規則の一部を改正する規則

人事主任者会議に関する規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に第五号として次の一号を加え「第五号」を「第六号」とし以下順次繰り下げる。

五 警察本部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取印刷所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様の日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
 講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円
 申込先 鳥取県総務部総務課